

9月2日におこなわれた第2回目の検討会から。

第2回検討会では「基本的考え方（案）」という文書に対する意見を受ける形で進みました。その「考え方（案）」の一部は。

(参考資料①)

原子力規制委員会は、九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉設置変更申請について火山影響に係る審査を行った結果、現状、運用期間中にカルデラ噴火に至るような状況ではないと判断しており、

(中略)

原子力規制委員会の対応としては、何らかの異常が検知された場合にはモニタリングによる検知の限界を考慮して、空振りも覚悟のうえで巨大噴火の可能性を考慮した処置を講ずることが必要である。

## 様々な指摘のうちいくつかのトピックに絞ります

(発言は参考資料②より)

トピック

巨大噴火は起きないと言えるのか？

### 藤井敏嗣 氏 (東京大学)

カルデラ噴火に至るような状況ではないと判断をしたという、その判断内容に関して幾つか疑義があるんですが

規制委員会 島崎委員

その点は、現状がこうなっているという認識から我々は始めているということですので、そこまで遡って全部ひっくり返してしまうと、この検討チーム自体が成り立たなくなると私は思っていますので、**現状から出発していただきたい**というのが私の考えですね。

### 藤井 氏

VEI7となると、これはもう一切モニタリングの記録がないので、**大きくなる**と**長い**、**かなり前から事が起こるか**という**保証も何もない**んですよ。だから、そこは今の現状ではしようがないんですね

VEI：火山爆発指数  
この検討チームではVEI6以上を「巨大噴火」と呼び検討対象としている  
(参考資料③)

トピック

基準

### 篠原宏志 氏 (産業技術総合研究所)

異常判定の基準みたいなものは、どこで、誰が決めるんでしょうか。

### 中田節也 氏 (東京大学)

その異常を異常と思えるかどうかというのは、やっぱり最後までひっかかるんですね。そういう意味で、とにかく何でもいいかと、非常に安全側に閾値を幾つもつくっておいてそれを超えたらもう文句なしに止めるんだと、そういう姿勢であればいけるかもしれないなという気がしますけど。その閾値を定めておかないで、**物が起こってから**、**これは異常かどうか**という判断をし始めると、もう絶対判断できない。

## 中田氏

やはり事業者がモニタリングするということでは、やはり無理であろうという気がするんですね。

例えば、IAEAの火山ハザード評価ガイドがありますけど、SSG-21というのがありますけど、その中では、やはり国、あるいは国際的な組織を活用して、やはりきちんとモニタリングをすべきであると。

## 石原和弘氏（京都大学）

後のアクションまで含めた中で、モニタリングの体制ですね、あり方。体制といいますか、誰が評価するのか。だから、そこら辺がはっきりしないと、ただデータをウォッチしていますよというだけで、これはモニタリングじゃない

第2回会合から約1週間後の9月10日に川内原発は基準に合格。。。その9月10日の原子力規制委員会委員長記者会見での発言から

## 規制委員会 田中委員長

(参考資料④)

カルデラ噴火というのはVEIのレベルで言うと7ですから、俗にいうと、川内原発までも含むような火砕流、そういうことも国会でも何度も言われていますけれども、

**これは原発どころの騒ぎではなくて、国民全体の問題なのです。**

ですから、私が申し上げているのは、今回、そういう自然のリスクと言うのを日本人が明確に意識して、それについてきちっと取り組むきっかけになったという意味では、私は大変意義のある会合であったと思います。

## 規制委員会 小林氏

立ち上げた検討チームでございますけれども、これについては、モニタリングの際の判断の目安を少し運用段階で詳しく定めようということでございますので、

**設置変更許可の審査にはこれは関係ないといえますか、特に必要なものではない**

ということで、特にガイドのときに検討チームを立ち上げると言うよりも、こういった運用段階のときにどうするかというときに、こういった立ち上げでよかったのではないかと考えています。

感想を少しだけ。。

田中委員長は会見で「(カルデラ噴火は)原発どころの騒ぎではなくて、国民全体の問題」と発言していますが、万一カルデラ噴火が起きたとき、そこに原発が“ある”か“ない”かで、想定される被害や対策は全く異なるはず。なのに人ごとのようなこの態度。

「起きるわけないことをごちゃごちゃ騒ぐな」という心の声が聞こえてきそうです。

現実の行動としては今回の専門家による様々な指摘を無視し、パブリックコメントも無視し、川内原発を合格させて、カルデラ噴火は起きないという新たな神話を作り出しました。

原発の是非をひとまず脇に置いたとしても、安倍首相が集団的自衛権について語るときによく言う

「**いかなる事態にあっても国民の命と平和な暮らしは守り抜いていく**」という立場に立つならば

カルデラ噴火の予知は困難と指摘されているにも関わらず、

カルデラ噴火の可能性のある場所に原発が立地している、という事実自体が規制の対象になるのでは？

## &lt;参考資料&gt;

原子力規制委員会HP 原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム

[http://www.nsr.go.jp/committee/youshikisya/kazan\\_monitoring/](http://www.nsr.go.jp/committee/youshikisya/kazan_monitoring/)

①第2回会議資料「資料1 原子力施設に係る巨大噴火を対象とした火山活動のモニタリングに関する基本的考え方(案)」

②第2回議事録

③第2回会議資料「資料3 第1回会合 チーム員からの主な意見」

④原子力規制委員会HP 原子力規制委員会委員長定例会見 平成26年9月10日

<http://www.nsr.go.jp/kaiken/>